

保証制度一覧（別枠保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、**100%**と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 《 》 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
公 害 防 止 保 証	公害防止施設の設置または公害防止のためにする工場の移転等のために必要な資金の保証	5,000万円 《 1 億円 》	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	中部経済産業局長または名古屋市長の認定書等
エ ネ ル ギ ー 対 策 保 証	経済産業大臣が指定したエネルギーの使用の合理化に資する施設または非化石エネルギーを使用する施設の設置のために必要な資金の保証	2 億円 《 4 億円 》	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	省・非化石エネルギー施設の設置に関する計画書・見積書等
海 外 投 資 関 係 保 証	外国法人与永続的な経済関係を持つための当該法人の株式その他の持分の取得、その他の海外直接投資の事業を実施するために必要な資金の保証	2 億円 《 4 億円 》	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	海外直接投資等にかかる計画書等
新 事 業 開 拓 保 証	新事業開拓保険に係る新事業認定実施要領に基づき、新事業として当協会の認定を受けた事業を実施するために必要な資金の保証	2 億円 《 4 億円 》	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	認定申請書、新事業の開拓に関する計画書等
特 定 社 債 保 証	一定の要件（適債基準）を備えた中小企業が発行する社債（私募債）に対して行う保証	2,400万円以上 4 億5,000万円以下	事 業 資 金	2 年以上 7 年以内	（振替債） 満期一括償還 定時償還	（発行形式） 振替債	①特定社債保証資格要件申告書 ②確定申告書および決算書類（2 期分） ③納税証明書（法人税または事業税） ④印鑑証明書（3 か月以内のもの）
S D G s 型 特 定 社 債 保 証	S D G s 推進にかかる取組みを行う中小企業が発行する社債（私募債）に対して行う、特定社債保証に比べ低保証料率の保証	ただし、経営安定特例保険および危機関連特例保険を利用した保証を除く普通保証、無担保保証と合算で、5 億円以内とします。					【S D G s 型特定社債保証の場合】 （上記①～④に加えて） ⑤S D G s 型特定社債保証資格要件申告書 【名古屋市SDGs推進プラットフォーム】会員の場合】 ⑥（上記に加えて）会員証の写し
流 動 資 産 担 保 融 資 保 証	棚卸資産または原則として1年以上継続取引のある国内事業者に対する売掛債権を有する中小企業者を対象とした、棚卸資産・売掛債権を担保とした融資に対して行う保証	2 億円 ただし、根保証における極度額は百万円単位、個々の貸越金額および個別保証における融資金額は千円単位とします。	事 業 資 金	根保証 1 年 個別保証 1 年以内	（根保証） 約定返済 随時返済 （個別保証） 期日一括	（根保証） 当座貸越 （個別保証） 手形貸付	①譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表 ②譲渡担保対象売掛先明細書 ③第三債務者との取引基本契約書の写し ④過去の取引実績を証する書類の写し ⑤売掛先への納品書、請求書などの写し ⑥売掛先からの発注書、支払通知書、検収書などの写し等 ⑦棚卸資産売上代金入金口座届出書
事 業 再 生 保 証	民事再生手続等の申立から計画認可の決定が確定した後3年を経過していない中小企業者であって、次の（1）および（2）のいずれの要件も満たすかたについて行う保証 （1） 金融機関および取引先からの取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること （2） 償還確実性が見込まれること	2 億円	①原材料の購入のための費用 ②商品の仕入のための費用 ③商品の生産にかかる労務費および経費 ④設備の増設、改良または補修等のための費用 ⑤販売費および一般管理費 ⑥借入金利息の弁済のための費用 ⑦金銭債権の弁済のための費用	10年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	①過去1年分の月次資金繰り実績表 ②今後1年分の月次資金繰り予定表 ③過去3年分の貸借対照表・損益計算書・営業報告書・株主資本等変動計算書および付属明細書ならびに税務申告書 ④民事再生法または会社更生法（以下、「民事再生法等」といいます。）の手續開始申立書および申立書の添付書類一切 ⑤民事再生法等の申請について、監督委員または管財人の意見書（調査委員の報告書がある場合はそれを含みます。） ⑥民事再生法等の再生計画認可決定書および事業計画書を含んだ認可決定の添付書類一切 ⑦計画履行報告書（認可後、返済計画を履行している場合） ⑧別除権についての返済計画書（別除権に対する返済履行をしている場合は、返済履行報告書を含みます。） ⑨取引先からの支援を証する書類（取引証明書、契約書、納品書、発注書、依頼書、業務提携書等）

保証制度一覧（別枠保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、100%と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 《 》 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
中 堅 企 業 特 別 保 証 「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」が終了する日まで。 100%	破綻金融機関と金融取引を行っていたために、金融機関からの円滑な資金調達に支障を生じていることについて、都道府県知事の認定を受けた中堅事業者（資本金5億円未満で一般保証の対象規模を超える会社）に対して行う保証	6億円 ただし、 ①他の全ての保証との合算 普通保証：5億円 無担保保証：1億円 ②保証付融資額は、協調融資総額の80%を限度とします。	運 転 ・ 設 備	運転 5年以内 設備 7年以内	分割返済	証書貸付	都道府県知事の認定書
災 害 関 係 保 証 100%	次の（1）及び（2）に該当するかたに対して行う保証 （1） 激甚災害について災害救助法が適用された地域又は中小企業者が有する施設が災害を受けていると認められるとして主務省において指定した地域（被災地域）内に事業所を有するかた （2） 激甚災害により直接被害を受けたかた	2億8,000万円 《 4億8,000万円 》 ただし、 ①本保証（東日本大震災にかかるものに限ります）、セーフティネット保証および緊急保証と合算で、2億8,000万円《 4億8,000万円 》（セーフティネット保証6号を利用する場合は3億8,000万円《 4億8,000万円 》）以内とします。 ②本保証（東日本大震災、危機関連保証にかかるものに限ります）、セーフティネット保証、緊急保証、東日本大震災復興緊急保証および危機関連保証と合算で、5億6,000万円《 9億6,000万円 》以内とします。 なお、緊急保証には、原材料価格高騰対応等緊急保証および景気対応緊急保証を含みます。	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	市町村長の罹災証明書の写し
経 営 安 定 関 連 （セーフティネット）保証 1号～4号、 6号は100%	経済産業大臣が指定した特定中小企業者で、次の（1号）から（8号）までのいずれかに該当するかたについて行う保証 （1号）取引の相手方の倒産により影響のあったかた （2号）取引の相手方が事業活動の制限を受けているため影響のあったかた （3号）災害その他の突発的に生じた事由により影響のあった特定の地域内の特定業種に属するかた （4号）災害その他の突発的に生じた事由により影響のあった特定の地域内で事業を営むかた （5号）経済事情の変動により影響のあった業種で、経営の安定化に支障を生じているかた （6号）破綻金融機関等と金融取引を行っており、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達を必要としているかた （7号）金融機関が支店の削減等による経営の合理化に伴う金融取引の調整を実施していることにより借入の減少等が生じているかた （8号）金融機関が特定協定銀行に貸付債権を譲渡したことにより借入の減少等が生じている中小企業者のうち、事業の再生が可能と認められるかた	2億8,000万円 《 4億8,000万円 》 ただし、セーフティネット保証6号を利用する場合は、3億8,000万円《 4億8,000万円 》 ただし、 ①緊急保証および災害関係保証（東日本大震災にかかるものに限ります）を含みます。 ②緊急保証、災害関係保証（東日本大震災、危機関連保証にかかるものに限ります。）、東日本大震災復興緊急保証および危機関連保証と合算で、5億6,000万円《 9億6,000万円 》以内とします。 なお、緊急保証には、原材料価格高騰対応等緊急保証および景気対応緊急保証を含みます。	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	市町村長の認定書 【セーフティネット保証8号の場合】 上記に加え、取引状況申告書

保証制度一覧（別枠保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、

100%

と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 « 》 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
労 働 力 確 保 関 連 保 証	都道府県知事の認定を受けた改善計画に従って、雇用管理等の改善を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 »	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	都道府県知事の認定通知書および改善計画認定申請書の写し
中 小 小 売 商 業 関 連 保 証	中小小売商業振興法による高度化事業計画に基づく経済産業大臣等の認定を受けた高度化事業を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 »	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	都道府県知事等の認定書および認定申請書の写し
商店街整備等支援関連保証	中小小売商業振興法による商店街整備支援計画に基づく経済産業大臣等の認定を受けた一般社団法人または一般財団法人が、高度化事業を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	都道府県知事等の認定書および認定申請書の写し
伝統的工芸品支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人または一般財団法人が、伝統的工芸品等の支援計画に基づく事業を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	経済産業大臣の認定書および認定申請書（認定支援計画書）の写し
地域伝統芸能等関連保証	市町村長の認定を受けた中小企業者が、都道府県が定める地域伝統芸能等活用行事の基本計画に基づき、特定事業等を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 »	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	市町村長等の認定書および認定申請書の写し、認定計画書
小規模事業者支援関連保証	小規模事業者の経営の改善発達を支援するため、都道府県知事または経済産業大臣の認定を受けた事業計画に従い事業継続力強化支援事業または経営発達支援事業を実施するために必要な資金に対する保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	認定を受けた一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人であることを証する書面 【事業継続力強化支援事業の場合】 事業継続力強化支援計画認定通知書および申請書の写し 【経営発達支援事業の場合】 経営発達支援計画認定通知書および申請書の写し
中心市街地商業等活性化関連保証	主務大臣の認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画、特定事業計画または中小小売商業高度化事業計画に従って、市街地の整備改善等を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 »	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	①主務大臣の認定申請書の写し 【一般社団法人または一般財団法人の場合】 ②中心市街地活性化法第53条第 2 項または中心市街地整備改善活性化法第26条第 2 項に規定する一般社団法人または一般財団法人であることを証する書面
中心市街地商業等活性化支援関連保証	主務大臣の認定を受けた特定事業もしくは中小小売商業高度化事業を行う特定会社または一般社団法人もしくは一般財団法人が事業を実施するために必要な資金の保証	（特定会社） 5 億6,000万円 ただし、中心市街地商業等活性化関連保証および一般保証分を含みます。 （一般社団法人または一般財団法人） 5 億6,000万円 ただし、中心市街地商業等活性化関連保証を含みます。	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	①主務大臣の認定申請書の写し 【一般社団法人または一般財団法人の場合】 ②中心市街地活性化法第53条第 2 項または中心市街地整備改善活性化法第26条第 2 項に規定する一般社団法人または一般財団法人であることを証する書面

保証制度一覧（別枠保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、100%と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 《 》 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
創 業 関 連 保 証 （ 再 挑 戦 支 援 保 証 の 利 用 も 可 能 ） 100%	個人による創業および新たに会社を設立して事業を開始するかた等に対して行う保証 ただし、経営状況の悪化により事業の廃止、法人の解散をしたかたで、廃業後5年以内に保証の申込みをしたかたも含みます。	3,500万円 ただし、中小企業信用保険法第3条の2に規定する無担保保険にかかる保証と合算で8,000万円以内とします。	運 転 ・ 設 備	10年以内	分割返済	証書貸付	① 当協会所定の「創業・再挑戦計画書」 ② 所得証明書または課税証明書（2年度分・写し可） ③ 不動産を所有している場合は、不動産登記簿謄本 ④ 税務署への開業届の写し ⑤ 事業を開始している場合は、試算表等 【申込人が会社の場合】 ⑥ 定款の写しおよび商業登記簿謄本 【許認可事業に対する許認可証等を取得している場合】 ⑦ 許認可等の写し 【廃業経験のある場合】 ⑧ 資格要件申告書等
特 定 新 技 術 事 業 活 動 関 連 保 証	特定中小企業者が、国等からの特定補助金等にかかる成果を利用した事業活動を実施するために必要な資金の保証	3 億円 《 6 億円 》	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済	証書貸付	①特定補助金等を交付されたことを証する書面等 ②新事業の開拓に関する計画書等
経 営 革 新 関 連 保 証	行政庁の承認を受けた経営革新計画に従って、経営革新のための事業を実施するために必要な資金の保証	（1） 2 億8,000万円 《 4 億8,000万円 》 （2） 新事業開拓保険を利用する場合 3 億円 《 6 億円 》 ただし、他の新事業開拓保険の保証と合算します。 （3） 海外投資関係保険を利用する場合 3 億円 《 6 億円 》 ただし、他の海外投資関係保険の保証と合算します。	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済	証書貸付	経営革新計画にかかる承認申請書の写し 【（2）新事業開拓保険を利用する場合】 新事業開拓保証を参照してください。 【（3）海外投資関係保険を利用する場合】 海外投資関係保証を参照してください。
特 定 中 小 企 業 再 生 支 援 関 連 保 証	特定中小企業再生支援事業を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	①申込者が認定支援機関であることを証する書面 ②中小企業活性化協議会の決定を証する書面 ③特定中小企業再生支援事業に関する計画書
下 請 振 興 関 連 保 証 流動資産担保保証を利用する場合 保証割合は 80%	主務大臣の認定を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施するために必要な資金の保証	4 億8,000万円 《 6 億8,000万円 》	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済	証書貸付	主務大臣の承認を受けた振興事業計画の写し 【流動資産担保保証を利用する場合】 流動資産担保保証を参照してください。
流 通 業 務 総 合 効 率 化 関 連 保 証	主務大臣の認定を受けた総合効率化計画に従って、流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の保証	2 億8,000万円 《 4 億8,000万円 》	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済	証書貸付	主務大臣の認定申請書の写し
地 域 経 済 牽 引 事 業 関 連 保 証	都道府県知事が承認した地域産業牽引事業計画に従って事業を実施するために必要な資金について行う保証	2 億8,000万円 《 4 億8,000万円 》	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	①承認地域経済牽引事業計画に係る承認申請書の写しおよび必要書類 ②承認地域経済牽引事業を実施していることについて都道府県知事が確認した旨の確認書 【一定の要件に該当し、経営者保証を付さない場合】 ③財務要件等確認書（特例地域経済牽引事業関連保証）
地 域 経 済 牽 引 支 援 関 連 保 証	主務大臣が承認した連携支援計画に従って、一般社団法人または一般財団法人が連携支援事業を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	①承認連携支援計画に係る承認申請書の写しおよび必要書類 ②承認連携支援事業を実施する一般社団法人、一般財団法人であることを証する書面

保証制度一覧（別枠保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、

100%

と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 « 》 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
海 外 地 域 産 業 資 源 活 用 事 業 関 連 保 証	主務大臣の認定を受けた地域産業資源活用事業計画に従って、海外において地域産業資源活用にかかる事業（需要の開拓にかかるものに限ります。）を実施するために必要な資金の保証	4 億円 « 6 億円 »	運 転 ・ 設 備	運 転 5 年以内 設 備 7 年以内	分割返済	証書貸付	①地域産業資源活用事業計画にかかる認定申請書の写し ②海外直接投資等にかかる計画書等
特 定 信 用 状 関 連 保 証 保証割合は80%	中小企業者の海外子会社（新たに設立する場合も含みます。）が現地で行う資金調達を支援するための保証	2 億円	-	1 年以内	原則一括返済	-	①特定信用状を活用した外国関係法人の金銭の借入に関する計画書 ②外国関係法人の商業登記簿謄本に類するもの（ある場合のみ。） ※外国語表記のものは、日本語訳（概要で可）を添付して提出してください。
事 業 再 生 円 滑 化 関 連 保 証 保証割合は80%	全部または一部の債権者の協力を得ながら事業の再生を図るため必要な資金の保証 金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の（１）または（２）のいずれかに該当する中小企業者を対象とします。 （１） 特定認証紛争解決手続によって事業再生を図ろうとするかた。 （２） 認定支援機関の指導または助言を受け事業再生を図ろうとするかた。	2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 »	①原材料の購入のための費用 ②商品の仕入のための費用 ③商品の生産にかかる労務費および経費 ④設備の増設、改良または補修等のための費用 ⑤販売費および一般管理費 ⑥借入金利の弁済のための費用 ⑦少額の債権の弁済のための費用	3 年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	①当該事業者について特定認証紛争解決事業者が特定認証紛争解決手続を実施していることが確認できる書面または認定支援機関が当該事業者の事業再生計画の作成について指導または助言を開始したことを証する書面 ②特定調停申立書（特定調停の申立をしている場合のみ。） ③事業再生に関する計画書（事業再生円滑化関連保証用） ④その他財務内容や計画遂行性の確認に必要と思われる書類等 ※①については、特定認証紛争解決事業者または認定支援機関から提出してください。
経 営 承 継 関 連 保 証	経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより、事業活動の継続に支障が生じることに對し、経済産業大臣（都道府県知事）の認定を受けたかたに對して行う保証	2 億8,000万円	①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等にかかる相続税または贈与税の納税資金 ④他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金 ⑤運転資金	運 転 10年以内 設 備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	都道府県知事の認定書（申請書の写しを含みます）の写し 【資金使途①～④のいずれかの場合】 上記に加え、認定申請の提出書類の写し

保証制度一覧（別枠保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、100%と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 « 》 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
農 商 工 等 連 携 事 業 関 連 保 証 (4)の保証割合は 80%	主務大臣の認定を受けた農商工等連携事業計画に従って、農商工等連携事業を実施するために必要な資金の保証	(1) 2億8,000万円 « 4億8,000万円» (2) 新事業開拓保険を利用する場合 4億円 « 6億円» ただし、他の新事業開拓保険の保証と合算します。 (3) 海外投資関係保険を利用する場合 4億円 « 6億円» ただし、他の海外投資関係保険の保証と合算します。 (4) 流動資産担保保険を利用する場合 2億円	運 転 ・ 設 備	(1)、(2)、(3)の場合 運転 5年以内 設備 7年以内 (4)の場合 (根保証) 1年 (個別保証) 1年以内	(1)、(2)、(3)の場合 分割返済 (4)の場合 (根保証) 約定返済 随時返済 (個別保証) 期日一括	(1)、(2)、(3)の場合 証書貸付 (4)の場合 (根保証) 当座貸越 (個別保証) 手形貸付	農商工等連携事業計画にかかる認定申請書の写し 【新事業開拓保険を利用する場合】 新事業開拓保証を参照してください。 【海外投資関係保険を利用する場合】 海外投資関係保証を参照してください。 【流動資産担保保険を利用する場合】 流動資産担保融資保証を参照してください。
農 商 工 等 連 携 支 援 関 連 保 証	主務大臣の認定を受けた農商工等連携支援事業計画に従って、一般社団法人もしくは一般財団法人または特定非営利活動法人が、農商工等連携支援事業を実施するために必要な資金の保証	2億8,000万円	運 転 ・ 設 備	運転 5年以内 設備 7年以内	分割返済	証書貸付	①農商工等連携支援事業計画にかかる認定申請書の写し ②一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人であることを証する書面
商店街活性化事業関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って、商店街活性化事業を実施するために必要な資金の保証	2億8,000万円 « 4億8,000万円»	運 転 ・ 設 備	運転 7年以内 設備 15年以内	分割返済	証書貸付	経済産業大臣の認定を受けた事業計画にかかる認定申請書の写し
商店街活性化支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って、商店街活性化支援事業を実施するために必要な資金の保証	2億8,000万円	運 転 ・ 設 備	運転 5年以内 設備 7年以内	分割返済	証書貸付	①経済産業大臣の認定を受けた事業計画にかかる認定申請書の写し ②一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人であることを証する書面

保証制度一覧（別枠保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、100%と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 《 》 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
東 日 本 大 震 災 復 興 緊 急 保 証 100%	東日本大震災による被害を受けた中小企業者で、次の（１）から（４）までのいずれかに該当するかたに対して行う保証 （１） 特定被災区域内に事業所を有し、震災により当該事業所等に損害を受けたことについて、市町村長等の証明を受けたかた （２） 原子力発電所の事故による警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域として公示された区域内に事業所を有するかた （３） 特定被災区域内に事業所を有し、経営の安定に支障が生じていることについて、市町村長の認定を受けたかた （４） 上記（１）から（３）までに掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として小規模の事業者を直接または間接の構成員とする団体 令和8年3月31日までに 貸付実行する必要があります。	2 億8,000万円 《 4 億8,000万円 》 ただし、災害関係保証（東日本大震災、危機関連保証にかかるものに限ります。）、セーフティネット保証、緊急保証及び危機関連保証と合算で 5 億 6,000 万円《 9 億 6,000 万円 》以内とします。 なお、緊急保証には、原材料価格高騰対応等緊急保証および景気対応緊急保証を含みます。	（１）本制度に係る既往借入金 の 範 囲 内 の 額 による 借 換 資金 （２）次の①または②の返済資金 ①㈱東日本大震災事業者再生支援機構が㈱東日本大震災事業者再生支援機構法の規定により買取りした債権 ②産業復興機構が㈱東日本大震災事業者再生支援機構法の規定により買取りをした債権	10年以内	分割返済	証書貸付 手形貸付	【（１）の場合】 罹災証明書等の写し 【（２）の場合】 納税証明書、法人登記簿謄本等、当該区域内に事業所を有することが確認できる書面 【（３）の場合】 市町村長の認定書 【（４）の場合】 構成員にかかる上記書面 ※（１）（３）（４）の場合、東日本大震災の影響を要因として必要な資金である旨の理由書
経 営 革 新 等 支 援 関 連 保 証	主務大臣の認定を受けた一般社団法人もしくは一般財団法人または特定非営利活動法人が、経営革新等支援業務を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	運転 5 年以内 設備 7 年以内	分割返済	証書貸付	①経営革新等支援業務に関する計画書 ②認定経営革新等支援業務を実施する一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人であることを証する書面
一 括 支 払 契 約 保 証 保証割合は 70% 以下	中小企業者の支払債務を保証し、中小企業に対する一括支払契約の普及を一層促進し、もって中小企業者および当該者に対し商品・サービス等を納入する者の企業間信用を活用した資金繰りを円滑化することを目的とした保証 【被保証債務の範囲】 売掛金債権等の割引により支払企業が負担する債務が保証対象となります。 なお、対象となる支払債務は、中小企業信用保険法の対象業種から生じるものに限定します。	10億円 ただし、特定社債保険、普通保険、無担保保険（それぞれ経営安定関連特例を除きます。）にかかる保証を含みます。	売掛金債権等の割引により支払企業が負担する債務	1 年以内	一括決済方式（ファクタリング方式、信託方式、並存的債務引受方式）	（保証形式） 根保証	当協会にお問い合わせください。
情 報 提 供 支 援 関 連 保 証	経済産業大臣から認定を受けた認定情報提供機関のうち、一般社団法人または一般財団法人が、情報提供業務を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	運転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	①情報提供業務に関する計画書 ②経済産業大臣から認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であることを証する書面

保証制度一覧（別枠保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、100%と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 《 》 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
特 定 下 請 連 携 事 業 関 連 保 証	主務大臣から認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円 《 4 億8,000万円 》 新事業開拓保険を利用する場合 4 億円 《 6 億円 》 ただし、他の新事業開拓保険の保証と合算します。	運 転 ・ 設 備	運 転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	認定を受けた特定下請連携事業計画に係る認定申請書の写し
事 業 再 生 計 画 実 施 関 連 (経営改善サポート)保証制度 一部につき 100%	経営サポート会議等に基づき作成された事業再生計画等（債権者全員の合意が成立したものに限る）に従って事業再生の計画を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円 《 4 億8,000万円 》	事 業 資 金 (ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限ります。)	15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	経営サポート会議等に基づき作成された事業再生計画等の写し
連 携 創 業 支 援 等 関 連 保 証	認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人もしくは一般財団法人または特定非営利活動法人が、認定連携創業支援事業を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	運 転 7 年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	①認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人であることを証する書面 ②認定創業支援事業計画の写し ③認定連携創業支援事業に関する計画書の写し
経 営 力 向 上 関 連 保 証	主務大臣から認定を受けた経営力向上計画に従って、経営力向上に係る事業を実施するために必要な資金の保証	(1) 2 億8,000万円 《 4 億8,000万円 》 (2) 新事業開拓保険を利用する場合 3 億円 《 6 億円 》 ただし、他の新事業開拓保険の保証と合算します。 (3) 海外投資関係保険を利用する場合 3 億円 《 6 億円 》 ただし、他の海外投資関係保険の保証と合算します。	運 転 ・ 設 備 (ただし、経営力向上に係る事業のうち、新事業活動を実施するために必要な資金に限ります)	運 転 10年以内 設備 15年以内	分割返済	証書貸付	主務大臣の認定を受けた経営力向上計画にかかる認定申請書の写し 【新事業開拓保険を利用する場合】 新事業開拓保証を参照してください。 【海外投資関係保険を利用する場合】 海外投資関係保証を参照してください。 【一定の要件に該当し、経営者保証を付さない場合】 財務要件等確認書（特例経営力向上関連保証）
危 機 関 連 保 証 100%	大規模な経済危機、災害等の事象により経営の安定に支障が生じていることについて市区町村の認定を受けた中小企業者のかたに対して行う保証	2 億8,000万円 《 4 億8,000万円 》 ただし、緊急保証、災害関係保証（東日本大震災および危機関連保証にかかるものに限ります）、東日本大震災復興緊急保証およびセーフティネット（経営安定関連）保証と合算で 5 億6,000万円《 9 億6,000万円 》 以内とします。	運 転 ・ 設 備	運 転 10年以内	分割返済	証書貸付 手形貸付	危機関連保証にかかる市町村長の認定書 ※経済産業大臣の指定がなされた場合、本保証をご利用いただけます。

保証制度一覧（別枠保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、

100%

と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 « 》 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
特 定 経 営 承 継 関 連 保 証	経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴い、株式等や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより、事業活動の継続に支障が生じることに對し、経済産業大臣（都道府県知事）の認定を受けた中小企業者の代表者のかたに対して行う保証	2 億8,000万円	①株式等の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③株式等若しくは事業用資産等にかかる相続税または贈与税の資金 ④裁判上若しくは裁判外の和解、又は家事事件手続法による審判の確定若しくは調停の成立した他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または事業用資産等の返済義務を免れるための価格弁済資金 ⑤事業活動の継続に必要な資金	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	①都道府県知事の認定書（申請書の写しを含みます）の写し ②認定申請の提出書類の写し
商 店 街 活 性 化 促 進 事 業 関 連 保 証	内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載されている商店街活性化促進事業の実施に関する計画に記載された事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとして、市町村長の認定を受けたかたに対して行う保証	2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 »	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	市町村長の認定書（申請書の写しを含みます。）の写し
先 端 設 備 等 導 入 関 連 保 証	市町村長の認定を受けた先端設備等導入計画に従って、先端設備等導入を行うかたに対して行う保証	2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 »	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	市町村長の認定を受けた認定申請書の写し
経 営 承 継 準 備 関 連 保 証	後継者を確保することが困難であること等により、事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営承継を行うために、事業継続に不可欠な株式等・事業用資産等を取得する必要がある、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者に対して行う保証	2 億8,000万円	①他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金 ②他の中小企業者（会社に限る）が有する株式等の取得資金	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	①都道府県知事の認定書（申請書の写しを含みます）の写し ②認定申請の提出書類の写し 【一定の要件に該当し、経営者保証を付さない場合】 ③財務要件等確認書
特 定 経 営 承 継 準 備 関 連 保 証	後継者を確保することが困難であること等により、事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営承継を行うために、事業継続に不可欠な株式等・事業用資産等を取得する必要がある、経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人に対して行う保証	2 億8,000万円	①他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金 ②他の中小企業者（会社に限る）が有する株式等の取得資金	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付	①都道府県知事の認定書（申請書の写しを含みます）の写し ②認定申請の提出書類の写し

保証制度一覧（別枠保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、

100%

と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 « 》 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
情 報 処 理 支 援 関 連 保 証	情報処理支援業務を実施する一般社団法人または一般財団法人が、情報処理支援業務を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	①県認定を受けた一般社団法人または一般財団法人であることを証する書面の写し ②借入金の情報処理支援業務を実施するために必要な資金であることを証する書面（情報処理支援業務に関する計画書）の写し
技 術 等 情 報 漏 え い 防 止 措 置 認 証 関 連 保 証	技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施する一般社団法人または一般財団法人が、技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	①認定を受けた一般社団法人または一般財団法人であることを証する書面の写し ②借入金技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施するために必要な資金であることを証する書面（技術等情報漏えい防止措置認証業務に関する計画書）の写し
社 外 高 度 人 材 活 用 新 事 業 分 野 開 拓 関 連 保 証	主務大臣の認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って、社外高度人材活用新事業分野開拓のための事業を実施するために必要な資金の保証	(1) 2 億8,000万円 (2) 新事業開拓保険を利用する場合 3 億円 ただし、他の新事業開拓保険の保証と合算します。 (3) 海外投資関係保険を利用する場合 4 億円 ただし、他の海外投資関係保険の保証と合算します。	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済	証書貸付	社外高度人材活用新事業分野開拓計画にかかる認定申請書の写し 【新事業開拓保険を利用する場合】 新事業開拓保証を参照してください。 【海外投資関係保険を利用する場合】 海外投資関係保証を参照してください。
事 業 継 続 力 強 化 関 連 保 証	経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画に従って、事業継続力強化のために必要な資金の保証	(1) 2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 » (2) 新事業開拓保険を利用する場合 3 億円 « 6 億円 » ただし、他の新事業開拓保険の保証と合算します。 (3) 海外投資関係保険を利用する場合 4 億円 « 6 億円 » ただし、他の海外投資関係保険の保証と合算します。	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済	証書貸付	事業継続力強化計画にかかる認定申請書の写し 【新事業開拓保険を利用する場合】 新事業開拓保証を参照してください。 【海外投資関係保険を利用する場合】 海外投資関係保証を参照してください。
連 携 事 業 継 続 力 強 化 関 連 保 証	経済産業大臣の認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って、連携事業継続力強化のために必要な資金の保証	(1) 2 億8,000万円 « 4 億8,000万円 » (2) 新事業開拓保険を利用する場合 3 億円 « 6 億円 » ただし、他の新事業開拓保険の保証と合算します。 (3) 海外投資関係保険を利用する場合 3 億円 « 6 億円 » ただし、他の海外投資関係保険の保証と合算します。	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済	証書貸付	連携事業継続力強化計画にかかる認定申請書の写し 【新事業開拓保険を利用する場合】 新事業開拓保証を参照してください。 【海外投資関係保険を利用する場合】 海外投資関係保証を参照してください。

保証制度一覧（別枠保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、

100%

と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 《 》 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
情報処理システム運用・管理 関 連 保 証	経済産業大臣の認定を受けた情報処理システムの運用・管理に必要な資金の保証	2 億8,000万円 《 4 億8,000万円 》	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済	証書貸付 手形貸付	①認定申請書及び認定通知書の写し ②情報処理システムの運用及び管理に関する計画書
特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 シ ス テ ム 開 発 供 給 等 関 連 保 証	主務大臣の認定を受けた開発供給計画、導入計画または特定半導体生産施設整備等計画に従って行う事業のために必要な資金の保証	2 億8,000万円 《 4 億8,000万円 》	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済	証書貸付 手形貸付	認定開発供給計画、認定導入計画または認定特定半導体生産施設整備等計画の認定申請書及び認定書の写し
経 営 承 継 借 換 関 連 保 証	事業承継を予定している一定の要件を満たす会社であって、その経営者が経営者保証を提供している借入金について、経営者保証解除のために行う借換資金の保証	2 億8,000万円	運 転 資 金	10年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	①認定書の写しおよび認定申請の提出書類の写し ②財務要件等確認書 ③借換債務等確認書 ④他行借換依頼書兼確認書（申込金融機関以外からの借入金を含む場合） ⑤ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（保証料率を軽減する場合）
特 定 連 携 事 業 継 続 力 強 化 関 連 保 証	経済産業大臣から認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って、大企業者が中小企業者と共同で連携事業継続力強化を実施するための資金の保証	2 億8,000万円 ただし、一般保証分を含みます。	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	①認定申請書の写し ②経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する認定連携事業継続力強化を行う大企業者又は事業所を有する事業者と共同で認定連携事業継続力強化を行う大企業者であることを証する書面
下 請 中 小 企 業 取 引 機 会 創 出 事 業 関 連 保 証	経済産業大臣から認定を受けた中小企業者が適切な取引慣行を醸成する上で必要な資金の保証	（１） 2 億8,000万円 《 4 億8,000万円 》 （２）新事業開拓保険を利用する場合 3 億円 《 6 億円 》 ただし、他の新事業開拓保険の保証と合算します。	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	①認定申請書の写し ②認定通知書の写し ③下請中小企業取引機会創出事業に関する計画書の写し（必要に応じて認定更新申請書、認定変更届出書を添付する） 【（２）新事業開拓保険を利用する場合】 「4 新事業開拓保証」を参照してください。
農 林 水 産 物 ・ 食 品 輸 出 促 進 支 援 関 連 保 証	主務大臣から認定を受けた一般社団法人または一般財団法人が、輸出促進業務を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	①認定を受けた一般社団法人または一般財団法人であることを証する書面の写し ②借入金輸出促進業務を実施するために必要な資金に係るものであることを示す書面（輸出促進業務に関する計画書）
供 給 確 保 関 連 保 証	主務大臣から認定を受けた認定供給確保計画に従って行われる供給確保事業を実施するために必要な資金の保証	（１） 2 億8,000万円 《 4 億8,000万円 》 （２）新事業開拓保険を利用する場合 3 億円 《 6 億円 》 ただし、他の新事業開拓保険の保証と合算します。 （３）海外投資関係保険を利用する場合 3 億円 《 6 億円 》 ただし、他の海外投資関係保険の保証と合算します。	運 転 ・ 設 備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済	証書貸付	連携事業継続力強化計画にかかる認定申請書の写し 【新事業開拓保険を利用する場合】 新事業開拓保証を参照してください。 【海外投資関係保険を利用する場合】 海外投資関係保証を参照してください。

保証制度一覧（別枠保証）

責任共有制度の対象外となる保証については、100%と表記しております。

制 度 名	概 要	保 証 限 度 額 《 》 内 は 組 合	資 金 使 途	保 証 期 間	返 済 方 法	貸 付 形 式	必 要 書 類 等
スタートアップ創出 促進保証制度 100%	創業から一定期間を経過していない会社等に対して経営者保証不要で行う保証	3,500万円 ただし、中小企業信用保険法第3条の2に規定する無担保保険にかかる保証と合算で8,000万円以内とします。	運 転 ・ 設 備	10年以内	分割返済	証書貸付	①当協会所定の「創業計画書」 ②所得証明書または課税証明書（2年度分・写し可） ③不動産を所有している場合は、不動産登記簿謄本 ④税務署への開業届の写し ⑤事業を開始している場合は、試算表等 【申込人が会社の場合】 ⑥定款の写しおよび商業登記簿謄本 【許認可事業に対する許認可証等を取得している場合】 ⑦許認可等の写し
事業再生計画実施関連 （経営改善サポート）保証 （経営改善・再生支援強化型）制度 一部につき 100%	資材高騰や物価高、人手不足等による影響を受けたかたが、経営サポート会議等に基づき作成された事業再生計画等（債権者全員の合意が成立したものに限る）に従って事業再生の計画を実施するために必要な資金の保証	2 億8,000万円 《 4 億8,000万円 》	事 業 資 金 （ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限ります）	15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	経営サポート会議等に基づき作成された事業再生計画等の写し 【経営者保証を免除する場合】 上記に加え、経営者保証免除対応確認書